

## 第 3 回検討会議で確認いただいた設問 1～6 に対する、さらなる事務局修正案

- 意見書（設問 1～6）の記載については、前回会議でご了承いただきましたが、事務局で改めて精査したところ、さらに修正した方がよいと思われる事項がありました。
- 修正案を赤字で記載しましたので、ご確認ください。

## 設問 3 「庁舎機能」の記載について【基本方針 2】区民の皆さまから親しまれ、気軽に訪れていただける庁舎

## 修正前

【基本方針 2】区民の皆さまから親しまれ、気軽に訪れていただける庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《総合窓口機能》 総合案内(コンシェルジュ)を配置した総合窓口化を進め、一か所ですべての用事を足すことができる窓口を設ける(ワンストップサービス)など区民の利便性を図る。 併せて、待ち時間のストレス緩和には、番号札の活用、自動発券機と呼出・表示システムなどを導入することも必要。	・総合窓口化に対応した 待合スペースとコンシェルジュの配置 ・番号札の活用、自動発券機と呼出・表示システムなどを導入
②	《すべての人のためのデザイン(ユニバーサルデザイン)》 高齢者や障がい者などすべての人に配慮したユニバーサルデザインの徹底が必要。	・分かりやすい案内表示・多目的トイレ、授乳室
③	《情報発信・情報共有機能》 地域間の相互理解を深めるため、西蒲区の歴史や観光・自然の魅力などの情報発信と情報共有が必要。	・情報の発信と共有コーナー ・イベント告知や鯛車などの展示や大きな図面の掲示

## 修正案

【基本方針 2】区民の皆さまから親しまれ、 <b>快適で利用しやすく</b> 、気軽に訪れていただける庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《総合窓口機能》 総合案内(コンシェルジュ)を配置した総合窓口化を進め、一か所ですべての用事を足すことができる窓口を設ける(ワンストップサービス)など区民の利便性を図る。 併せて、待ち時間のストレス緩和には、番号札の活用、自動発券機と呼出・表示システムなどを導入することも必要。	・総合窓口化に対応した 待合スペースとコンシェルジュの配置 ・番号札の活用、自動発券機と呼出・表示システムなどを導入
②	《すべての人のためのデザイン(ユニバーサルデザイン)》 高齢者や障がい者などすべての人に配慮したユニバーサルデザインの徹底が必要。	・分かりやすい案内表示・多目的トイレ、授乳室
③	《情報発信・情報共有機能》 地域間の相互理解を深めるため、西蒲区の歴史や観光・自然の魅力などの情報発信と情報共有が必要。	・情報の発信と共有コーナー ・イベント告知や鯛車などの展示や大きな図面の掲示

番号	修正点	修正理由
1	「【基本方針 2】区民の皆さまから親しまれ、 <b>快適で利用しやすく</b> 、気軽に訪れていただける庁舎」に修正。	前回会議での修正した基本方針に合わせ修正。

設問3 「庁舎機能」の記載について【基本方針3】 安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎

修正前

【基本方針3】 安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《災害対応機能》 災害時の対応が重要であり、情報を集約でき、各避難所に情報伝達ができる機能および拠点備蓄に対応した機能が必要。	・災害対策室 ・拠点備蓄倉庫
②	《水害対応機能》 西蒲区は甚大な水害を経験しているため、水害時の対応が特に必要。	・非常用発電設備や電気室を2階以上に設置 ・庁舎の屋上利用
③	《耐震機能》 区役所の防災拠点としての役割は重要であるので、建物の構造は十分な耐震性が必要。	・構造的に十分な耐震性を確保

修正案

【基本方針3】 安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《災害対応機能》 災害時の対応が重要であり、情報を集約でき、各避難所と連絡調整ができる機能および拠点備蓄に対応した機能が必要。	・災害対策室 ・拠点備蓄倉庫
②	《水害対応機能》 西蒲区は甚大な水害を経験しているため、水害時の対応が特に必要。	・非常用発電設備や電気室を2階以上に設置 ・庁舎の屋上利用
③	《耐震機能》 区役所の防災拠点としての役割は重要であるので、建物の構造は十分な耐震性が必要。	・構造的に十分な耐震性を確保



番号	修正点	修正理由
1	《災害対応機能》 「～各避難所と連絡調整ができる機能～」に修正。	第3回会議を踏まえ、庁舎から避難所への一方的な「情報伝達」から、双方向の「連絡調整」に修正。

設問3 「庁舎機能」の記載について【基本方針4】 次世代につながる庁舎

修正前

【基本方針4】 次世代につながる庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《融通がきく庁舎機能》 将来、IT技術やAI等の導入などによる、行政形態のスリム化や窓口業務の簡素化などといった社会変化に柔軟に対応できる庁舎整備が必要。特に待合スペースはゆとりと落ち着きが必要。	・「空間のゆとり」がある庁舎 ・更新性のある設備
②	《環境負荷低減機能》 次世代に健全な地球環境を引き継ぐため、効率的なエネルギー利用や環境負荷の低減を図るなど、環境にやさしい庁舎整備が必要。	・自然採光・通風設備 ・再生エネルギー設備（太陽光発電等） ・緑化した屋上スペース

修正案

【基本方針4】 <u>時代の変化に柔軟に対応でき、次世代につながる</u> 庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《融通がきく庁舎機能》 将来、IT技術やAI等の導入などによる、行政形態のスリム化や窓口業務の簡素化などといった社会変化に柔軟に対応できる庁舎整備が必要。特に待合スペースはゆとりと落ち着きが必要。	・「空間のゆとり」がある庁舎 ・更新性のある設備
②	《環境負荷低減機能》 次世代に健全な地球環境を引き継ぐため、効率的なエネルギー利用や環境負荷の低減を図るなど、環境にやさしい庁舎整備が必要。	・自然採光・通風設備 ・再生エネルギー設備（太陽光発電等） ・緑化した屋上スペース



番号	修正点	修正理由
1	「【基本方針4】 時代の変化に柔軟に対応でき、次世代につながる庁舎」に修正。	前回会議での修正した基本方針に合わせ修正。

## 設問4 「施設計画」の記載について

### 修正前

(1) 施設規模	
区分	内容
① 庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎面積は、将来的な社会変化に柔軟に対応するとともに、新潟市財産経営推進計画を踏まえること。</li> <li>多機能化・複合化の方針が決定された場合は、適正な面積を算定すること。</li> <li>なお、全体の施設規模の算定にあたっては、出張所等の利活用を検討したうえで行政事務スペースを優先的に考えること。</li> </ul>
② 講堂兼大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>区役所の役割である「まちづくりの拠点」、「協働の拠点」、「防災の拠点」などを実現するため、自治協議会の開催、災害時の関係機関対策会議の開催やボランティア活動が可能な規模とすること。</li> <li>規模の算定にあたっては、出張所等の利活用も考慮したうえで検討すること。</li> <li>演劇、演奏等の催しに利用できるよう、プロジェクター、放送装置、舞台照明装置、オルガン、ピアノ等の設備整備を導入が必要。</li> </ul>
③ 交流スペース等	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流スペースや多目的スペース、憩いのスペースなどは、多機能化・複合化する施設と調整を図り、必要な面積を確保すること。</li> </ul>
④ 来庁者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎利用者の安全かつ効率的な動線を確保し、利便性の高い駐車場となるように検討すること。</li> <li>車いす利用者、障がい者、妊娠中の方々が利用する専用駐車場は、屋根付きで庁舎に隣接させるなど、可能な限り動線が短くなるよう配慮すること。</li> <li>十分な駐車スペースを確保すること。また、大型車でもスムーズに来庁できるよう道路整備等も検討すること。</li> </ul>

(2) 融通がきく庁舎

将来、行政組織の見直しなどで空きスペースが出た場合や、逆に様々な施策により臨時的な窓ロスペースが必要となる場合があります。

これらの変化に柔軟に対応した空間デザインの検討や設計が必要です。また、用途変更などの対応が可能であれば、建物の用途変更がなされた後においても、柔軟性や融通の利くスペースが確保できるような設計とすること。また、段差のない空間となるよう配慮すること。

### 修正案

(1) 施設規模	
区分	内容
① 庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎面積は、将来的な社会変化に柔軟に対応するとともに、新潟市財産経営推進計画を踏まえること。</li> <li>多機能化の方針が決定された場合は、適正な面積を算定すること。</li> <li>なお、全体の施設規模の算定にあたっては、出張所等の利活用を検討したうえで行政事務スペースを優先的に考えること。</li> </ul>
② 講堂兼大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>区役所の役割である<u>まちづくりの拠点、協働の拠点、防災の拠点</u>などを実現するため、自治協議会の開催、災害時の関係機関対策会議の開催やボランティア活動が可能な規模とすること。</li> <li>規模の算定にあたっては、出張所等の利活用も考慮したうえで検討すること。</li> </ul>
③ 交流スペース等	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流スペースや多目的スペース、憩いのスペースなどは、<u>多種多様な人がゆとりをもって利用できる</u>よう必要な面積を確保すること。</li> </ul>
④ 来庁者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎利用者の安全かつ効率的な動線を確保し、利便性の高い駐車場となるように検討すること。</li> <li>車いす利用者、障がい者、妊娠中の方々が利用する専用駐車場は、屋根付きで庁舎に隣接させるなど、可能な限り動線が短くなるよう配慮すること。</li> <li>十分な駐車スペースを確保すること。また、大型車でもスムーズに来庁できるよう道路整備等も検討すること。</li> </ul>

(2) 融通がきく庁舎

将来、行政組織の見直しなどで空きスペースが出た場合や、逆に様々な施策により臨時的な窓ロスペースが必要となる場合があります。

これらの変化に柔軟に対応した空間デザインの検討や設計が必要です。また、用途変更などの対応が可能であれば、建物の用途変更がなされた後においても、柔軟性や融通の利くスペースが確保できるような設計とすること。また、段差のない空間となるよう配慮すること。

(3) 西蒲区らしい特色や特徴を取り入れた庁舎について

これからつくる西蒲区役所についてのアンケート結果を踏まえ、自然や文化など西蒲区らしい特色や特徴を取り入れた新庁舎とすること。

番号	修正点	修正理由
1	「複合化」についての記載を削除。	本検討会議において、他公共施設との複合化に関する意見がなかったことから「複合化」についての記載を削除。
2	「まちづくりの拠点」、「協働の拠点」、「防災の拠点」の「」を削除。	不要な「」であるため。
3	「・演劇、演奏等の催しに利用できるよう、プロジェクター、放送装置、舞台照明装置、オルガン、ピアノ等の設備整備を導入が必要。」を削除。	「(1) 施設規模」に関する記載ではないので、「6 庁内配置計画」「⑥ 会議室等（講堂兼大会議室を含む）」に移動。
4	「(3) 西蒲区らしい特色や特徴を取り入れた庁舎について」を追加。	アンケート意見や第3回会議での意見を踏まえ追加。

設問 5 「出張所等含めた既存施設の有効活用、区役所機能の一部分散の可否」の記載について

修正前

5 出張所等含めた既存施設の有効活用、区役所機能の一部分散の可否		
新潟市財産経営推進計画を踏まえ、新庁舎整備と同時に各出張所や近隣の既存施設の活用の可否や、区役所機能の一部を既存施設へ機能分散することの可否について、下記のとおり意見集約をしました。		
区分	長所(メリット)	短所(デメリット)
既存施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の建物を活用すれば、庁舎整備経費が安く抑えられることも期待される。</li> <li>・新築・建替えに比べ早く開庁できることが見込まれる。</li> <li>・空店舗や空き地となっているスペースの有効活用により、その地域の活性化につながる。</li> <li>・市所有の駐車場などに建設すれば、土地の有効活用ができる。</li> <li>・出張所との利用調整や災害対応等における施設の利用調整がうまく図れれば、他区にない強みと財政支出の軽減が図れる可能性がある。</li> <li>・空き店舗や未利用施設の利活用は急務</li> <li>・コンビニでも住民票が取れる時代、周辺の人たちのための出張所があれば良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設もすでに老朽化しているため、例えば出張所を改築すると、移転所属分のスペースを含めた規模の改築が必要となり、区全体での改修費用は増える。</li> <li>・市有の既存の駐車場に建設すれば一見効率的だと思われるが、現在の敷地よりも広い駐車場がないため狭小な区役所とならざるを得ず、市民サービスが低下する。</li> <li>・出張所等は区役所の位置としての妥当性(人口重心・面的重心・まちづくりにおける中心性・交通の利便性等)の面で劣る。</li> <li>・民間の建物については、改修しても望まれる新区役所の機能を満たすには制約が大きすぎる。</li> </ul>
一部機能の分散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所の建物が、まとまりが良く(コンパクトに)なり、新庁舎建設経費は安くなる。</li> <li>・一部機能が移った先の地域の活性化が見込まれる。</li> <li>・一部機能を分散することで駐車場や会議室なども分散利用され、ゆとりある利用が期待される。</li> <li>・早くて安く庁舎建設できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者の中には、複数所属への用事がある方も少なくない。機能が分散すると市民サービスが大きく低下する。</li> <li>・移転の際の改修費用を投じて、移転先の建物も改修時期が来ればその改修費用も無駄になってしまう。</li> <li>・機能分散している分、有事の際に情報収集に時間を要する。</li> <li>・組織の横の連携が図りにくい。</li> <li>・来庁者のためには、分散は極力しない方向でお願いしたい。</li> <li>・部署間の連携が損なわれる恐れがある</li> <li>・区役所機能を分散するのではなく、また、市民の皆様が区役所に行かなくても対応できるように、出張所と区役所がウェブ(リモート)で常に区役所の各課と連携でき、各出張所との連携を強化する必要がある。</li> </ul>
総評	上記のとおり、それぞれの長所、短所に関する意見を受け止めていただき、また、その内容を検討したうえで、基本構想を策定すること。	

修正案

5 出張所等含めた既存施設の有効活用、区役所機能の一部分散の可否		
新潟市財産経営推進計画を踏まえ、新庁舎整備と同時に各出張所や近隣の既存施設の活用の可否や、区役所機能の一部を既存施設へ機能分散することの可否について、下記のとおり意見集約をしました。		
区分	長所(メリット)	短所(デメリット)
既存施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の建物を活用すれば、庁舎整備経費が安く抑えられることも期待される。</li> <li>・新築・建替えに比べ早く開庁できることが見込まれる。</li> <li>・空店舗や空き地となっているスペースの有効活用により、その地域の活性化につながる。</li> <li>・市所有の駐車場などに建設すれば、土地の有効活用ができる。</li> <li>・出張所との利用調整や災害対応等における施設の利用調整がうまく図れれば、他区にない強みと財政支出の軽減が図れる可能性がある。</li> <li>・空き店舗や未利用施設の利活用は急務</li> <li>・コンビニでも住民票が取れる時代、周辺の人たちのための出張所があれば良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設もすでに老朽化しているため、例えば出張所を改築すると、移転所属分のスペースを含めた規模の改築が必要となり、区全体での改修費用は増える。</li> <li>・市有の既存の駐車場に建設すれば一見効率的だと思われるが、現在の敷地よりも広い駐車場がないため狭小な区役所とならざるを得ず、市民サービスが低下する。</li> <li>・出張所等は区役所の位置としての妥当性(人口重心・面的重心・まちづくりにおける中心性・交通の利便性等)の面で劣る。</li> <li>・民間の建物については、改修しても望まれる新区役所の機能を満たすには制約が大きすぎる。</li> </ul>
一部機能の分散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所の建物が、まとまりが良く(コンパクトに)なり、新庁舎建設経費は安くなる。</li> <li>・一部機能が移った先の地域の活性化が見込まれる。</li> <li>・一部機能を分散することで駐車場や会議室なども分散利用され、ゆとりある利用が期待される。</li> <li>・早くて安く庁舎建設できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者の中には、複数所属への用事がある方も少なくない。機能が分散すると市民サービスが大きく低下する。</li> <li>・移転の際の改修費用を投じて、移転先の建物も改修時期が来ればその改修費用も無駄になってしまう。</li> <li>・機能分散している分、有事の際に情報収集に時間を要する。</li> <li>・組織の横の連携が図りにくい。</li> <li>・来庁者の<b>利便性確保</b>のためには、分散は極力しない方向でお願いしたい。</li> <li>・部署間の連携が損なわれる恐れがある</li> <li>・区役所機能を分散するのではなく、また、市民の皆様が区役所に行かなくても対応できるように、出張所と区役所がウェブ(リモート)で常に区役所の各課と連携でき、各出張所との連携を強化する必要がある。</li> </ul>
総評	上記のとおり、それぞれの長所、短所に関する意見を受け止めていただき、また、その内容を検討したうえで、基本構想を策定すること。	



番号	修正点	修正理由
1	「・来庁者の利便性確保のためには、分散は極力しない方向でお願いしたい。」に修正。	文言をより詳細に記載。

設問 6 「庁内配置計画」の記載について

修正前

6 庁内配置計画	
区分	内容
①窓口サービス提供部署	・区民の利用が多い窓口サービスを提供する区民生活課、健康福祉課は、1階に配置すること。
②総合窓口の待合スペース	・総合窓口化に対応した十分な広さの待合スペースを1階に配置するとともに、来庁者が効率的かつ安全に移動できる動線の確保と配置(レイアウト)を行うこと。 ・待合スペースは、区民にやさしい庁舎とするため「 <u>落ち着いた空間づくり</u> 」に配慮すること。
③相談室等	・来庁者の個人情報(プライバシー)に配慮するため、相談室を適正に配置するとともに、ついたて等のあるカウンターを設置すること。
④執務室等	・職員の事務作業の効率化のため、用具置き場(バックヤード)や書庫を執務室に合わせて配置すること。また、打ち合わせ室(ミーティングルーム)については、来庁者と職員の動線の分離し、バックヤードにオープンな打ち合わせスペースを設けることも有効であり、必要により会議室と使い分けると効率的と思われる。 ・執務室は融通がきく庁舎機能に対応するため、基本的に全階層壁で仕切らない(オープンフロアとする)ことが望ましい。ただし、情報管理体制(セキュリティ)に配慮すること。
⑤災害対応関連施設	・西蒲区でも水害時の対応が必要であることから、災害対策室、非常用発電設備、電気室、拠点備蓄倉庫は上層階に設置すること。 ・災害対策室は、業務の効率性を期すため、担当の <u>総務課</u> に隣接した位置に整備すること。
⑥会議室等(講堂兼大会議室を含む)	・融通がきく庁舎機能に対応するため、可動式の間仕切りを設置し多様な利用に柔軟対応できる工夫が必要である。 ・新庁舎が他の公共施設と複合化した場合などは、施設の効率的な運用を期するため、休日や夜間など業務に支障がない範囲での貸し出しも検討すること。ただし、適正な区分管理を行うこと。
⑦交流スペース等	・交流スペースや多目的スペース、憩いのスペースなどは、複合化する施設機能を含めて、交流機能が効果的に発揮される位置及び内容について検討すること。 ・交流スペースや多目的スペースはできるだけ広いスペースをとること。 ・講堂兼大会議室と一体として行政庁舎のそばに別棟にして考えても良い。
⑧情報発信共有コーナー	・地域間の相互理解、そして西蒲区の魅力を発信することで、区の一体感の醸成につながる施設であるため、多くの人が利用する効果的な位置に設置すること。



修正案

6 庁内配置計画	
区分	内容
①窓口サービス提供部署	・区民の利用が多い窓口サービスを提供する区民生活課、健康福祉課は、1階に配置すること。
②総合窓口の待合スペース	・総合窓口化に対応した十分な広さの待合スペースを1階に配置するとともに、来庁者が効率的かつ安全に移動できる動線の確保と配置(レイアウト)を行うこと。 ・待合スペースは、区民にやさしい庁舎とするため <u>落ち着いた空間づくり</u> に配慮すること。
③相談室等	・来庁者の個人情報(プライバシー)に配慮するため、相談室を適正に配置するとともに、ついたて等のあるカウンターを設置すること。
④執務室等	・職員の事務作業の効率化のため、用具置き場(バックヤード)や書庫を執務室に合わせて配置すること。また、打ち合わせ室(ミーティングルーム)については、来庁者と職員の動線の分離し、バックヤードにオープンな打ち合わせスペースを設けることも有効であり、必要により会議室と使い分けると効率的と思われる。 ・執務室は融通がきく庁舎機能に対応するため、基本的に全階層壁で仕切らない(オープンフロアとする)ことが望ましい。ただし、情報管理体制(セキュリティ)に配慮すること。
⑤災害対応関連施設	・西蒲区でも水害時の対応が必要であることから、災害対策室、非常用発電設備、電気室、拠点備蓄倉庫は上層階に設置すること。 ・災害対策室は、業務の効率性を期すため、担当の <u>地域総務課</u> に隣接した位置に整備すること。
⑥会議室等(講堂兼大会議室を含む)	・融通がきく庁舎機能に対応するため、可動式の間仕切りを設置し多様な利用に柔軟対応できる工夫が必要である。 ・施設の効率的な運用を期するため、休日や夜間など業務に支障がない範囲での貸し出しも検討すること。ただし、適正な区分管理を行うこと。 ・ <u>演劇、演奏等の催しに利用できるよう、プロジェクター、放送装置、舞台照明装置、オルガン、ピアノ等の設備整備の導入を検討すること。</u>
⑦交流スペース等	・交流スペースや多目的スペース、憩いのスペースなどは、交流機能が効果的に発揮される位置及び内容について検討すること。 ・交流スペースや多目的スペースはできるだけ広いスペースをとること。 ・講堂兼大会議室と一体として行政庁舎のそばに別棟にして考えても良い。
⑧情報発信共有コーナー	・地域間の相互理解、そして西蒲区の魅力を発信することで、区の一体感の醸成につながる施設であるため、多くの人が利用する効果的な位置に設置すること。

番号	修正点	修正理由
1	「落ち着いた空間づくり」の「」を削除。	不要な「」であるため。
2	「地域総務課」に修正。	誤字修正。

3	「複合化」についての記載を削除。	本検討会議において、他公共施設との複合化に関する意見がなかったことから「複合化」についての記載を削除。
4	「・演劇、演奏等の催しに利用できるよう、プロジェクター、放送装置、舞台照明装置、オルガン、ピアノ等の設備整備の導入を検討すること。」を追加。	「(1) 施設規模」に関する記載ではないので、「6 庁内配置計画」「⑥会議室等（講堂兼大会議室を含む）」に移動。また末尾の文言を他の文章と統一。